

盛岡山友会会則

制定 1986年9月10日
一部改正 2022年4月6日

第1条 名称

この会は、岩手県勤労者山岳連盟（以下「県連」という。）及び日本勤労者山岳連盟に加盟し、「盛岡山友会」と呼ぶ。

第2条 事務所

この会の事務所は、盛岡市に置く。

第3条 目的

この会は、「安く、楽しく、安全に、ふるさとの山からヒマラヤまでの登山」をモットーに、会員相互の親睦、登山知識・技術の向上を図り、勤労者の健全なスポーツとしての登山の大衆化と自然保護を目的とする。

第4条 事業

この会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 登山
- (2) 講習会
- (3) 他山岳会・諸団体との交流
- (4) 会報の発行
- (5) 例会
- (6) その他必要な事項

第5条 会員

勤労者としての自覚と誇りを持ち、この会の趣旨、目的に賛同する者は、年齢、性別、経歴を問わず会員になることができる。

第6条 入会

この会の趣旨・目的に賛同する入会希望者は、申込書に所定の入会金を添えて事務局に申し込むことにより会員となることができる。

2 (削除)

第7条 脱会

脱会は、本人の意思によるものとし、脱会届により申し出るものとする。

なお、会費を6カ月以上滞納した場合、本人の意志を確認のうえ脱会させることができるものとする。

第8条 会友

元会員で、何らかの事情により会の活動に参加できない状況となったものは、本人の希望により会友となることができる。

第9条 機関

この会に機関として、総会及び運営委員会を置く。

第10条 総会

総会は、毎年1回、4月に会長が招集する。

2 総会は、この会の最高決議機関とし、次の事項を決定する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算及び決算
- (3) 役員及び運営委員の選出
- (4) 山行管理委員の選出
- (5) 会計監事の選出
- (6) 会則の改正
- (7) その他必要な事項

3 会長は、必要に応じて、臨時総会を招集することができる。また、会員の3分の2以上の要請があったとき、会長は、臨時総会を招集しなければならない。

第11条 決議

総会は、会員の過半数(委任状を含む)の出席によって成立し、議事は、実出席者の過半数をもって決定する。

第12条 運営委員会

運営委員会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、山行管理委員長、遭難救助隊長(以下「救助隊長」と呼ぶ。)及び運営委員で構成し、必要に応じて各専門部を置く。

2 運営委員会は、総会方針に基づき執行・決定を行う。

第13条 山行管理委員会

山行管理委員会は、委員長及び若干名の委員で構成し、会員の山行計画に対する指導、勧告、命令等の権限を有するとともに、山行活動の管理に関する一切の責任を負う。

2 山行管理委員長は、山行管理の総括責任を負う。

3 山行管理委員長は、その補佐役として山行管理副委員長を指名し、委員長に事故等ある場合に代行を務めさせることができる。

4 山行管理事務の詳細は、別途「山行規定」により定める。

第13条の2 遭難救助隊

山行活動中の遭難事故に対応するため、この会に遭難救助隊(以下「救助隊」と呼ぶ。)

を置く。

2 救助隊のメンバーは、救助隊長が会員の中から選任する。

第14条 事務局及び、専門部の所掌事務

事務局及び専門部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事務局 庶務及び会計並びに会報発行及び宣伝に関する事項
- (2) 山行企画部 山行の企画に関する事項
- (3) 教育遭対部 登山技術の教育及び研究並びに遭難対策活動に関する事項
- (4) 組織部 登山の普及啓蒙及び会員の組織に関する事項
- (5) 自然保護部 自然保護活動に関する事項

第15条 役員

この会に役員として、会長1名、副会長若干名、事務局長1名、山行管理委員長1名及び救助隊長1名及び必要な数の運営委員を置く。

2 会長は、この会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。

4 事務局長は、会の活動を統括する。

5 山行管理委員長は、山行管理委員会を統括する。

6 救助隊長は、救助隊の訓練及び搜索救助活動を統括する。

第15条の2 運営委員

運営委員会を構成する運営委員は、会の運営に必要な具体的任務を分担して担うものとし、役割に応じた必要人員を置く。

2 役割分担の詳細は、別途運営委員会で定める。

第16条 (削除)

第17条 役員の任期

役員の任期は、次の定例総会までとする。

第18条 会計

この会の運営は、会費、事業収入、寄付金、その他をもって充てる。

第19条 会費

会員は、この会の運営資金とするため、会費を納めなければならない。

2 この会の会費は、入会金1,000円、年会費8,000円とする。但し、会友の会費は、年会費4,800円とする。

3 同世帯に複数の会員がいる場合は、二人目からの会費は、入会金を免除し、年会費3,000円とする。

- 4 年度途中で入会した場合の年会費は、入会した月からの月割りで計算した額とする。
- 5 会員が学生(勉学を目的として教育機関に継続的に通う者)である場合は、会費の50%を減額するものとする。
- 6 会員が年度途中で脱会した場合(年会費を一括して支払った場合であって、9月30日までに脱会したときに限る。)は、既納の年会費の一部を返還するものとする。

第20条 会計年度

この会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第21条 義務

会員は、事務局又は専門部のいずれかに所属しなければならない。

第22条 県連理事

県連理事は、役員の中から互選する。

第23条 その他

その他この会の運営に関し必要な事項は、連営委員会が別に定める。

付 則(2022年4月6日)
この会則は、2022年4月6日から施行する。